

# 発火性危険物の出し方

分別区分 資源物「発火性危険物」

## 対象品目

搬入日 資源物の収集日

令和8年1月から令和8年3月まで  
本土圏域：全品目の日  
飯島圏域：ガス缶類・乾電池の日

令和8年4月以降  
発火性危険物の日

### 1 電池類



例＝乾電池（アルカリ・マンガン電池）、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、ボタン電池、コイン電池、コードレス掃除機や電動アシスト自転車用のバッテリー等  
※鉛蓄電池（自動車用バッテリーなど）は対象外

### 2 充電式電化製品



例＝充電式シェーバー、加熱式タバコ、電子タバコ、モバイルバッテリー、充電式扇風機、ワイヤレスイヤホン  
※電池が本体から取り外せない電化製品で、長さ25cm以内のものが対象

### 3 ガス缶類

例＝カセットボンベ、スプレー缶、エアゾール缶  
※中身を使い切ってから出すこと ※穴あけ不要

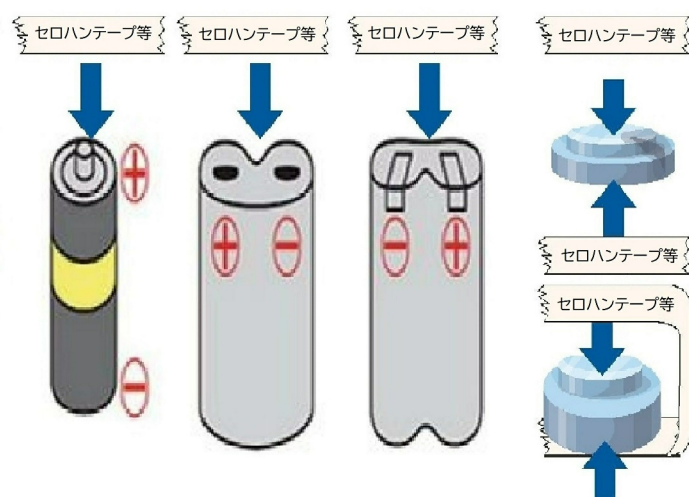


### 4 ライター類

例＝使い捨てライター、着火ライター

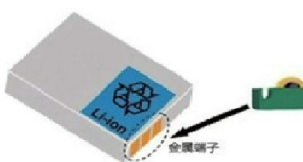


## 電池類、充電式電化製品の絶縁処理方法



## 注意事項

個別にテープ（セロハンテープ、ビニールテープ等）を貼り絶縁処理すること



## 手順1 分別する



## 手順2 袋に入れる

テープ（セロハンテープ、ビニールテープ等）を貼り、絶縁処理する



指定の袋はありませんので、透明・半透明な袋（中身が見えるもの）にそれぞれ分けて出してください

## 手順3

各地域の資源物収集日に出す



膨張・変形したものは、川内クリーンセンター、上飯島一般廃棄物中継施設、下飯島一般廃棄物中継施設へ直接搬入されるか、本庁環境課までお問い合わせください。

※ 100kgまで 300 円、100kgを超える場合は 100kg 単位で 300 円ずつ加算されます。

## 収集場所と方法

### ▶ 資源ごみステーション

所 自治会などの資源ごみステーション

方 オレンジ色のコンテナに搬入

### ▶ 拠点回収所

所 本庁環境課、各支所地域振興課、飯島振興局



各市民サービスセンター、水道局、シルバー人材センター、中央公民館、国際交流センター、セントピア、樋脇郷土館

方 金属製の回収缶に搬入

問 本庁環境課廃棄物政策G（内4341）



▲市町

## 缶類（アルミ缶・スチール缶）のふたの出し方

ふたは、リサイクルマーク（識別表示マーク）の表示がある場合は表示の「缶類」へ、表示がない場合、缶本体と切り離した場合は「燃やせないごみ」へ出してください